

○習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成5年12月24日

条例第26号

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによつて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もつて市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴つて生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) ごみ集積所 市長が家庭廃棄物の収集を行うために、家庭廃棄物を排出すべき場所として、規則で定めるところにより設置された場所をいう。

（平21条例12・一部改正）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者による減量）

第7条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用の容易な製品及び長期的に使用可能な製品の開発並びに製品の修理体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、又使用後の包装、容器等の回収策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、その返却を希望する場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用建築物の所有者等による減量)

第9条 事業用の建築物で規則で定めるもの(以下「事業用建築物」という。)の所有者又は占有者は、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用建築物の所有者又は占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用建築物の所有者又は占有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用建築物の所有者又は占有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用建築物を建設しようとする者(以下「事業用建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第10条 市長は、事業用建築物の所有者又は占有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は当該事業用建築物の建設者が同条第5項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用建築物の所有者、占有者又は建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(受入拒否)

第11条 市長は、事業用建築物の所有者、占有者又は建設者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。